



ZERO CARBON
HOKKAIDO
NOBORIBETSU



**登別市生ごみ処理機等
購入補助金
登録販売店 事務手引書**

(令和5年7月3日版)

登録販売店の登録手続き

LoGoフォームまたは登録承認書兼誓約書に必要事項を記入し、次のいずれかの書類を添付して登録販売店の登録を申請する

- 開業等の届出書の写し
- 法人の履歴事項全部証明書
- 営業証明書
- 確定申告書の写し(直近)



その他、現在販売している生ごみ処理機等のカタログの添付をお願いします。

【電子】LoGoフォームURL・二次元コード(申請用)

<https://logoform.jp/form/szZL/308042>



【紙媒体】登録承認申請書兼誓約書の提出先

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地 クリクルセンター内
登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ
生ごみ処理機等 担当 宛

申請内容を審査の上、登録販売店として登録した後は『**登別市生ごみ処理機等購入補助金登録販売店登録証**』を送付します。

別添付書類②号(第3条関係)	
登別市生ごみ処理機等購入補助金 登録販売店登録証	
登録番号	000
登録年月日	令和6年7月1日
代表者所在地	登別市中央町6丁目11番地
代表者名(法人にあつては法人名及び代表者の職、氏名)	登別市長 小笠原 春一
販売店所在地	登別市幸町2丁目5番地
販売店名	クリクルセンター
上記は「登別市生ごみ処理機等購入補助金登録販売店」であることを証明します。	
令和6年 7月 1日 登別市長 小笠原 春一	

登録販売店の遵守事項

- (1) 消費者からの商品等に関する苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること
- (2) 市から改善要請等があった場合、当該要請に従うこと
- (3) 市が補助事業に関して調査等を行うときは協力すること
- (4) 登録販売店情報を市広報紙や市公式ウェブサイトの他、広報等媒体へ掲載することに同意すること

生ごみ処理機等の販売手続き

補助金交付決定者から、

①購入確認書兼委任状

交付決定者に購入確認書及び委任状の委任者（購入者）欄を記載させること

買付様式第5号（第9条関係） 購入確認書 兼 委任状

購入確認書

令和5年 7月 1日、次のとおり登録販売店より生ごみ処理機等を受領しました。

登録販売店名
クリンクルセンター

生ごみ処理機等の種類
電動生ごみ処理機 生ごみたい肥化容器

商 品 名
NOBO-2958 生ごみ分ける君

価格（消費税及び地方消費税を含む）
38,000円

購入者 住 所 登別市中央町100丁目100番地
氏 名 クリンクル 分ける君

委任状

委任者 住 所 登別市中央町100丁目100番地
(購入者) 氏 名 クリンクル 分ける君

委任者 代表者所在地
(登録販売店) 代表者名（法人にあっては法人名及び代表者の職、氏名）

販売店所在地
販売店名
販売店代表者名

私は、登別市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の請求及び受領に関する一切の機能を次の者に委任します。

購入確認書

令和5年 7月 1日、次のとおり登録販売店より生ごみ処理機等を受領しました。

登録販売店名
クリンクルセンター

生ごみ処理機等の種類
 電動生ごみ処理機 生ごみたい肥化容器

商 品 名
NOBO-2958 生ごみ分ける君

価格（消費税及び地方消費税を含む）
38,000円

購入者 住 所 登別市中央町100丁目100番地
氏 名 クリンクル 分ける君

委任状

委任者 住 所 登別市中央町100丁目100番地
(購入者) 氏 名 クリンクル 分ける君

②交付決定者の交付決定通知書（写し）

交付決定者であることを確実に確認するため、必ず写しをもらうこと

を受領し、生ごみ処理機等の価格から補助金額を差し引いた額を領収し、生ごみ処理機等の引き渡しをする

登別市生ごみ処理機等購入補助金の補助金額

価格の**2分の1**で補助上限額は・・・

電動生ごみ処理機の場合 **20,000円**まで

生ごみたい肥化容器の場合 **2,000円**まで

※補助金額は1円未満の端数切り捨てになります。

交付決定者が販売店へ支払う金額の計算方法

例①：価格が29,889円の「電動生ごみ処理機」を購入した場合

価格	補助金	販売店での支払額
29,889円	$29,889円 \times 1/2 = 14,944円$ (1円未満切り捨て)	→ 14,945円

例②：価格が44,000円の「電動生ごみ処理機」を購入した場合

価格	補助金	販売店での支払額
44,000円	$44,000円 \times 1/2 = 20,000円$ (上限額)	→ 24,000円

※価格が4万円以上の補助金は、一律上限額の2万円となります。

補助金の請求手続き

毎月10日までに、前月の購入分の

- ① 登別市生ごみ処理機等購入補助金交付請求書
振込先の口座名義は登録販売店名ではなく、代表者名とすること
- ② 登別市生ごみ処理機等購入補助金実績報告書
- ③ 登別市生ごみ処理機等購入者一覧表
- ④ 購入確認書兼委任状
登録販売店が委任状の受任者(登録販売店)を記載すること
- ⑤ 交付決定者の交付決定通知書(写し)

を提出し、補助金の請求をすること

※請求が漏れてしまうと支払いができなくなるため、忘れずをお願いします。

No.	購入した期間	請求期日
1	8月1日～31日まで	9月10日(日)まで
2	9月1日～30日まで	10月10日(火)まで
3	10月1日～31日まで	11月10日(金)まで
4	11月1日～30日まで	12月10日(日)まで
5	12月1日～31日まで	1月10日(水)まで
6	1月1日～1月31日まで	2月10日(土)まで
7	2月1日～2月29日まで	3月10日(日)まで

請求書等の提出方法

LoGoフォームまたは郵送にて請求期日までに請求書等を提出すること

【電子】LoGoフォームURL・二次元コード(請求用)

<https://logoform.jp/form/szZL/309188>



【紙媒体】請求書等の提出先

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地 クリクルセンター内
登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ
生ごみ処理機等 担当 宛

